

# 建設業許可取得の皆様へ

建設業の許可業種（29 業種）にかかわらず、電気工事を業務として行う場合は、建設業の許可とは別に電気工事業法に基づく「みなし登録電気工事業」の届出が必要です。

★受注した工事に付随して実施される配線工事やコンセント設置等は、電気工事業法上、電気工事に含まれます。

（電気工事は、電気工事士（第一種又は第二種）の免状を持たなければ、施工することができません。）

★届出様式は、以下のサイトに掲載しております。

佐賀県ホームページ 『登録又は届出様式（登録電気工事業）』

・ URL : [https://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00359924/index.html](https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00359924/index.html)

・ QR コード



**【届出先】**

佐賀県 政策部 危機管理・報道局  
危機管理防災課 消防保安室 保安担当

TEL:0952-25-7027 FAX:0952-25-7262

MAIL : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp